(目的)

- 第1条 この要領は、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第2条に定める事業のうち、障がい者移動支援事業、障がい者訪問入浴サービス事業、障がい者日中一時支援事業、障がい者体験的宿泊事業の実施事業所としての登録を行う手続きについての詳細を定め、統一的運用を図ることを目的とする。
- 2 半田市障がい者移動支援事業実施要綱第2条第2項、半田市障がい者日中一時 支援事業実施要綱第2条第2項、半田市障がい者体験的宿泊事業実施要綱第2 条第2項に規定される「委託」については事業所登録によるものと解釈し、本要領を適用 するものとする。

(事業所登録申請)

- 第2条 各事業を実施しようとする事業所は、半田市地域生活支援事業所登録申請書 (様式第1)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。
 - (1)移動支援事業、日中一時支援事業、体験的宿泊事業については各事業に対応した付表
 - (2) 運営法人の定款(写しの場合は要原本証明※押印は不要)
 - (3) 運営法人の登記簿謄本等(写しの場合は要原本証明※押印は不要)
 - (4) 実施事業に係る運営規程
 - (5) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - (6) 虐待防止に関する事項に係る書類
 - (7) その他運営に関する重要事項に関する書類
 - (8)居宅介護事業指定決定通知書(移動支援事業)
 - (9)建物の構造概要及び平面図(日中一時支援事業、体験的宿泊事業)
 - (10) 非常災害対策に係る書類(日中一時支援事業、体験的宿泊事業)
 - (11) 半田市障がい者日中一時支援事業実施要綱第4条に掲げる事業の指定決定通知書(日中一時支援事業)
 - (12) 半田市障がい者体験的宿泊事業実施要綱第5条に掲げる事業の指定決定通知書の写し(体験的宿泊事業)
 - (13)介護保険事業における訪問入浴の指定決定通知及び申請書式一式(訪問入浴サービス事業)

(登録期間)

- 第3条 登録は決裁日の翌月1日からとし、その期間は6年間とする。なお、県指定サービスとの同時の新規申請は認めず、必ず指定決定通知等を添付して申請するものとする。 (登録内容の変更等)
- 第4条 登録を受けた事業所は、その登録内容に変更が生じた場合は、当該変更が生じた場合は、当なりに対した。
- 第5条 登録を受けた事業所は、当該事業所が廃止、休止、又は再開するときは、当該事象が生じた日から10日以内に半田市地域生活支援事業所廃止・休止・再開届出書(様式第3)を市長に提出するものとする。

(運営法人の変更)

第6条 運営法人が変更となった場合はその理由の如何を問わず、登録されている事業所を廃止し、新法人として再度新規登録の手続きを要するものとする。

附 則

この要領は、令和4年9月7日から施行する。